

四日市市告示第 1 2 1 号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 1 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業者)</p> <p>第 2 条 この補助金の交付の対象となる者は、主たる事業所を市内に有し、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、第 2 号及び第 3 号にあっては、当該法人の直接又は間接の構成員の 2 分の 1 以上が第 1 号に規定する者でなければならない。</p> <p>(1) 1 年以上事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）</p> <p>(2)から(4)まで （略）</p> <p>(補助対象事業及び経費)</p> <p>第 3 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定後、当該年度以内に海外で開催される見本市等（見本市、展示会、</p>	<p>(補助対象事業者)</p> <p>第 2 条 この補助金の交付の対象となる者は、主たる事業所を市内に有し、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、第 2 号及び第 3 号にあっては、当該法人の直接又は間接の構成員の 2 分の 1 以上が第 1 号に規定する者でなければならない。</p> <p>(1) 1 年以上事業を営む中小製造業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、<u>製造業を主たる事業として営むものをいう。</u>）</p> <p>(2)から(4)まで （略）</p> <p>(補助対象事業及び経費)</p> <p>第 3 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定後、当該年度以内に海外で開催される見本市等（見本市、展示会、</p>

商談会など名称の如何に関わらず、販路の開拓を目的として、自社の製品や技術を来場者に対して展示し、もしくは商談を行う催しをいう。以下同じ。

)に出展する事業で、次の各号のいずれかの要件を満たす事業とし、補助対象経費総額が10万円以上のものとする。

(1) 製造業を主たる事業として営む者が行う出展事業

(2) 製造業に関連するサービスの取引促進を目的として行う出展事業

(3) 市内で製造された製品の販路開拓を目的として行う出展事業

2 から 4 まで (略)

(補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金は、前条の補助対象経費総額の2分の1以内とし、1事業者につき1年度50万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 (略)

(補助金の交付申請)

第5条 (略)

2 (略)

(計画の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽

商談会など名称の如何に関わらず、販路の開拓を目的として、自社の製品や技術を来場者に対して展示し、もしくは商談を行う催しをいう。以下同じ。

)に出展する事業で、補助対象経費総額が20万円以上のものとする。

2 から 4 まで (略)

(補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金は、前条の補助対象経費総額の2分の1以内とし、50万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 (略)

(補助金の交付申請)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項の申請は、1事業者につき1年度1回限りとする。

(計画の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容、又は補助事業に要する経費の配分の変

微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金計画変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、第6条第1項の規定による決定を変更することができる。

（実績報告）

第9条（略）

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業実績書（見本市等の実施状況の記載があるもの。）

(2) 収支決算書

更（中止を含む）をしようとする場合においては、あらかじめ四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金計画変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の目的の変更や参加する見本市等の変更など補助事業の内容を著しく変更しない場合

(2) 補助対象経費の経費区分間の金額の変更がいずれか低い方の金額の20%以内の場合

(3) 補助対象経費の合計金額を変更しない場合

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、第7条第1項の規定による決定を変更することができる。

（実績報告）

第9条（略）

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業実績書

(2) 見本市等の実施状況が分かる書類

(3)見本市等へ参加したことが分かる書類（補助事業者の社名が記載されたパンフレット、ガイドブック等の写し、商談会の参加者名簿、出展ブースの写真等）

(4)支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。））、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し。）

(5)（略）

3（略）

（補助金の評価）

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

附 則

（主催者等が作成した報告書、プレスリリース等）

(3)見本市等へ参加したことが分かる書類（補助事業者の社名が記載されたパンフレット、ガイドブック等の写し、商談会の参加者名簿等）

(4)支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。））、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し。ただし、実績報告書の提出期限までに支払いを終わっていない場合は、契約書及び請求書の写しを提出し、支払い完了後速やかに領収書等の写しを提出すること。なお、鉄道・バス料金など、請求書・領収書等を入手することが困難な経費に係る支出証拠書類については、市長が別に定める。）

(5)（略）

3（略）

（事業評価）

第15条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

附 則

<p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第13条の規定を除き、<u>平成30年3月31日限り</u>、その効力を失う。</p>	<p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第13条の規定を除き、<u>平成27年3月31日限り</u>その効力を失う。</p>
---	--

改正後
別表(第3条関係)
補助対象経費
(略)
(注) 補助対象経費に算入する経費については、原則として契約書(契約書を締結した経費に限る。)、請求書及び領収書(口座振替通知書)等の写しを支出証拠書類として後日提出する必要がある。

改正前
別表(第3条関係)
補助対象経費
(略)
(注) 補助対象経費に算入する経費については、原則として契約書(契約書を締結した経費に限る。)、請求書及び領収書(口座振替通知書)等の写しを支出証拠書類として後日提出する必要がある。 <u>ただし、請求書・領収書等を入手することが困難な経費に掛かる支出証拠書類については、市長が別に定める。</u>

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)